

部活動に係る活動基本方針

宮城県農業高等学校

趣旨

本校は、校訓「自啓」のもと、自らの力で、自らの道をひらく人材を育むことを目標に生徒の諸活動（生徒会、農業クラブ、部活動）を通して、活気と品位のある学校生活の創造を実践している。

部活動においては、部活動規程第1条において「生徒会会則第8条に基づいて、部活動を通して健全な心身の発展を図り、あわせて、校風の刷新に努めることを目的とする。」としている。

平成30年に移転再建された新しい学校において、新たに取り組む部活動の基本方針を定め、望ましい実施環境の維持と整備、練習の工夫や指導方法の研究など、絶えず校風の刷新に努め、生徒の健全な心身の育成と教職員のワーク・ライフ・バランスを図るため、宮城県農業高等学校部活動に係る活動基本方針を定める。

指導・運営に係る体制の構築

1 指導体制の構築

- ・適正な数の部を設置するよう努める。
- ・学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図る。

2 研修の充実

- ・科学的なトレーニングの手法や効果的な指導法などを取り入れる研修を充実する。
- ・生徒・顧問とも外部機関の養成講習を積極的に活用する。

活動計画

- 1 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日、遠征、合宿、参加予定大会日程等）を年度始めに作成し、校長に提出する。変更が生じた場合には随時修正する。
- 2 活動計画を作成するにあたっては、効果的・効率的な活動となるよう内容を精選するとともに、学校行事や学習への影響を考慮する。
- 3 校長は、活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

休養日及び活動時間等

成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送り、学習と部活動などメリハリのある学校生活を計画的に実践できるよう配慮するとともに、部活動に対する意欲の維持と向上に努める。また、学校外の活動も併せて充実したものとすることができるよう、活動目標や活動計画については顧問・生徒で策定し、保護者等の理解と協力を得る。

1 休養日について

① 学期中の設定

- ・週当たり2日以上以上の休養日を設ける。
- ・週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・定期試験前一定期間の部活動禁止期間を設ける。
- ・県総合体育大会初日（6月第1週の土曜日）は出校日として、第2週火曜日を振替休業日とする

② 長期休業中の設定

- ・学期中の休養日の設定に準ずる。
- ・練習計画は、顧問・生徒で作成し、保護者等にも理解・協力を得る。
- ・長期休業の意義を踏まえ、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

2 活動時間

① 学期中の設定

- ・長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

② 長期休業中の設定

- ・学期中の週末、祝日等に準じ3時間程度とする。

③ 朝練習

- ・朝練習については、原則禁止とする。
- ・ただし、校長が、大会やコンクール等の前など特別な事情があると認める場合のみ限定的に朝練習を行うことができるものとするが、その場合も学習が始まる前の時間帯であることを考慮した内容や強度となるよう計画する。

※「ハイシーズン」の設定

- ・高等学校総合体育大会や新人大会、国体、選抜大会、各種コンクールなど、目標とする大会で力を発揮するためには技能を強化する時期が必要である。

この時期を「ハイシーズン」として校長が活動日を増やすことができる。但し、校長は生徒の教育上の意義を踏まえ、それ以外の時期に休養日を十分に確保し、生徒の身体的な疲労の蓄積やバーンアウト（燃え尽き）を防止する。

- ・また、恒常的にハイシーズンとならないように、生徒の教育上の意義、生徒及び顧問の負担軽減の観点から、参加する大会、コンクール等は精査する。